

生徒心得

この生徒心得は、本校の教育目標に従い、生徒としての日常生活を送る上において、守らなければならない決まりを示したものである。各自の良識と自覚の下に、秩序ある、明るく楽しい学校を築くための指針としたい。

第1章 日常の心得

1 一般心得

- (1) 保護者、教師その他年長者に対しては校内外を問わず、礼を尽くすこと。
- (2) 男女の交際は公明であるべきで、誤解を招くような行動や言動は慎むこと。
- (3) 常に高校生としての誇りと向上心を持つこと。

2 服装

服装は清潔に、容姿は端正に身体も清潔であるように努めること。服装についての詳細は別に定める。

3 校内生活について

- (1) 登校は所定の時間までに遅れないよう心掛ける。また、遅刻する場合には保護者から学級担任へ事前に電話連絡すること。
- (2) 登下校に際しては定められた出入り口より行うこと。
- (3) 登校後は原則として校外へ出することは禁止とする。必要な場合は予め学級担任の許可を得ること。
- (4) 校内外の整理整頓を心掛け、校舎や校具類は丁寧に扱い、破損した場合は、故意であるなしにかかわらず、学級担任に申し出て指示に従うこと。
- (5) 粗暴な振舞い、不作法な言動は慎むこと。
- (6) 教室内では休憩時間といえども静かにし、始業のチャイム後は直ちに着席し、教師の入室を待つこと。
- (7) 学習に必要な物は持ち込まないこと。
- (8) 火気使用の場合は別に定める防災規程を守り、万全を期すこと。
- (9) 所持品を紛失した場合や拾得した場合は直ちに学級担任へ届け出ること。
- (10) 休校日の登下校の際は原則として制服とする。(部活動の生徒は定められたジャージでも可)

4 校外生活について

- (1) 各自は本校を代表する一員であるとの自覚と誇りを持ち、学校の名誉を傷つけるような行為をしてはいけない。
- (2) 外出・外泊については次のことを守ること。
 - ① 外出する際は、行き先・用件・帰宅時間を家族へ告げること。
 - ② 夜間外出は22時までに帰宅することとし、やむを得ない場合の他は避けること。
 - ③ 外泊は、やむを得ない場合に限り、双方の保護者の了解を得て行うこと。
- (3) 高校生としてふさわしくない場所への出入りはしない。
- (4) 飲酒、喫煙、薬物など法で禁じられていることはしない。
- (5) 危険な刃物、凶器類は所持してはならない。
- (6) 生徒間はもちろん、他に対して暴力行為(威嚇を含む)をしてはならない。
- (7) 本校生徒に関し、異常事態を見聞した時は速やかに学校に連絡すること。
- (8) 外出する場合は身分証明証を持参すること。
- (9) 通学に公共の交通機関を利用する者は、他の迷惑にならないようにマナーを守ること。
- (10) 生徒間の金銭・物品の貸借、交換は慎むこと。(校内外とも)

5 諸届

- (1) 次の場合は、予め学級担任又は部活動顧問を通じて届け出て許可を得ること。
 - ① やむを得ず欠席、欠課、遅刻、早退、登校後外出をするとき。

- ② 校内で宣伝、掲示、集会などを行うとき。
 - ③ 金銭徴収、募金をするとき。
 - ④ アルバイトをするとき。
 - ⑤ 事情により、本校規程以外の服装をするとき。
 - ⑥ 休校日に登校し、校舎、校庭を使用するとき。
 - ⑦ 学校外の諸団体に加入するとき。
- (2) 次の場合は、学級担任を通じ校長に届け出ること。
- ① 本人及び保護者、保証人の戸籍又は住所に変更があったとき。
 - ② 休学、退学、転学する場合。

2 服装規程

- 1 服装は清潔・質実・端正で本校生徒として品位を常に保つものでなくてはならない。
- 2 登校時は（休業日を含め）制服を着用すること。ただし、休日の部活動についてはジャージ登校を認める。
- 3 制服は次のとおりとする。
 - ① 指定の制服とする
 - ② ワイシャツは左袖にシルバーのイニシャル（A）入り。
 - ③ ネクタイは紺・水色のストライプ入り。
 - ④ ニットベストはグレーの単色で左胸にシルバーのイニシャル（A）入り。
- 4 夏服・冬服の期間は次のとおりとする。

夏 服 5月下旬～10月上旬

冬 服 10月上旬～5月下旬

夏服着用期間中、ブレザー及びネクタイを着用しなくてもよい。ただし、ブレザーを着用する際には必ずネクタイを着用すること。男子は補助制服（学校指定ニットベスト）の着用を認める。

※ 学校指定のポロシャツ（紺）の着用を認める。
- 5 正装
正装とは、男子は指定のブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ、女子は指定のブレザー、スカート（スラックス）、ニットベスト、ブラウス、ネクタイとし、式典や学校が指定した日には必ず着用すること。
- 6 靴
上靴は、学校指定のものとする。
外靴は、華美にならずに機能的なものとする。（サンダル不可）
- 7 靴下及びストッキング
白、黒、紺、グレーを基準とし、ハイソックス及びソックスを認める。（ルーズソックスは禁止）
ストッキングはベージュ、黒、紺のみ認める。（柄や模様の入ったものは禁止）
- 8 コート類
高校生らしい色彩・形を選択し、不相当と認められるものは禁止する。
- 9 頭髪
男女ともに清潔感のある長さにする。パーマ及びパーマに類似したもの（ヘアアイロン、ドライヤー、ヘアワックス）や染色・脱色・加工は禁止とする。
ヘアアイロンやドライヤーにより変色している場合も指導対象とする。
- 10 その他
 - ① 装飾品（指輪、ネックレス、ピアス、ブレスレット等）はすべて禁止とする。
 - ② 化粧、マニキュアは禁止とする。